

石川県立医王特別支援学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月 石川県立医王特別支援学校 危機管理委員会

1 いじめ防止対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

H25年9月施行「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」は次のように定義されている。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する大前提

- ①「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」との基本認識をもつ。
- ②個々の「行為」がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、病弱教育であることをふまえながら、児童生徒の立場に立つて行う。

(3) いじめ防止の基本的な考え方

- ①いじめの未然防止
- ②いじめの早期発見 及び医王病院との情報共有
- ③いじめに対する迅速な対応 及び医王病院との連携

2 いじめ防止対策の内容に関する事項

(1) 学校のいじめ防止対策の組織

- ①「いじめ問題対策委員会」を設置する。
- ②委員長は、生徒指導主事とする。構成メンバーは以下の通り。
 - ・校長、教頭、指導課長（生徒指導主事）、教務主任、養護教諭、担任 他
 - ・必要に応じて外部関係者を加える。
- ③委員会の記録は、指導課が行う。

(2) 「いじめ問題対策委員会」の機能と役割

- ①いじめ防止対策「全体計画」策定、検証と見直し
- ②いじめ問題発生時の対応
- ③医療情報を得た上での「重大事態」の判断

3 「重大事態」への対処

(1) 「重大事態」とは

いじめ防止対策推進法第二十八条にある以下の事態をいう。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 「重大事態」が生じた場合

県教委へ報告し、協議の上、「いじめ問題対策委員会」に病院関係者やいじめ対応アドバイザー等の第3者を加えた組織を設けて迅速に対応する。

4 いじめの未然防止

すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進める。具体的には以下の通り。

(1) わかる授業づくり

- ・すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・授業の中で児童生徒のストレスを高めていないかを振り返り、授業改善に努める。

(2) 規範意識の育成

- ・校内での規律や授業中の規律を定着させることで規範意識を育成するとともに、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

(3) 道徳教育や人権教育等の充実

- ・学校の教育活動全体を通じて他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(4) 自己有用感を育む取組

- ・児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会をすべての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。

5 いじめの早期発見

ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知する。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・毎朝、児童生徒の顔を見て声を聞き、健康観察を行う。病棟からも情報をもらう。
- ・部会、事例検討会の際に、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・本校児童生徒の中には、前籍校でいじめを受けたケースがあるので、児童生徒の精神的負担を考慮し、いじめに関するアンケート調査は単独では行わない。年2回、学校生活全般に関するアンケート調査を無記名で実施し、その中にいじめに関する項目を設ける。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、年2回面談を実施する。
- ・日頃から児童生徒が何でも教師に相談しやすい雰囲気を作る。

6 いじめに対する対応

(1) いじめに対する組織的対応 (資料1参照)

- ①情報の収集と整理を行い、その共有を図る (病棟訪問教育含む学校全体及び医王病院関係職員)。
- ②問題を明確化する。
- ③問題に対して、指導方針を決定する。
- ④役割分担を行う。個別案件対応チームを編成する (ex. 生徒指導主事、担任、養護教諭、教科担当者等)。
- ⑤個別案件対応チームより報告を受け、取り組みの評価と検証を行う。

(2) 教育委員会、外部機関への要請

- ・医王病院隣接であるため、日常的な情報共有を医師・心理療法士・ソーシャルワーカー等と連携して行っていく。
- ・必要時には、教育委員会を通していじめ対応アドバイザー (心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等) の派遣や必要な外部関係機関に協力要請をする。

(3) 児童生徒や保護者への対応

①いじめられている児童生徒への対応

- ・安全を確保し、必ず守り通すことを伝え安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを伝える。
- ・いじめの事実関係を把握する際は、じっくりと児童生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・児童生徒の長所を積極的に伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。

②いじめている児童生徒への対応

- ・いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

③いじめられている児童生徒の保護者への対応

- ・家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝える。事実が明らかになっていない場合でも、学校の体制や対応について話し、今後、早急に説明することを伝える。
- ・保護者の不安と動揺の気持ちを十分受け止めて、学校として徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できるだけ不安を除去する。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

④いじめている児童生徒の保護者への対応

- ・迅速に保護者に連絡し、いじめの正確な事実を伝え、いじめられた児童生徒や保護者の様子を伝える。

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという学校側の姿勢を示し、家庭での指導を依頼する。
- ・児童生徒の変容を図るため、今後の関わり方について保護者を励ましながら、一緒に考えて、具体的に助言する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・インターネットや携帯電話の利用について日常的に指導を行い、情報モラル教育を推進する。
- ・家庭においても、携帯電話・ゲーム機等ネットにつながる機器へのフィルタリングの徹底や使用にあたってのルール作りについての協力を依頼する。
- ・必要に応じて、学習の機会をもつ。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童生徒が相談しやすい環境を作る。

(2) 「ネットいじめ」の対応について

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

8 家庭・病院（地域）の役割

- ・児童生徒に関わるすべての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において児童生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、児童生徒が安心して安全な生活を送れるように努める。
- ・いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・家庭・地域が連携していじめの問題の克服を目指す。

9 いじめ防止等のための年間計画（資料2参照）

- ・校内研修会の実施、PDCA サイクルに基づく見直しを、年間計画に組み込む。